

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更
字の区域の変更(三件)
字の区域の変更等
土地改良法による換地処分(六件)

告 示

鳥取県告示第七百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

る長柄地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十五年三月二十一日現在の地番による。)

六反田字村下土居

六反田字村下土居のうち七一の一、七一の二、七一の四の一部、七一の六の一部、七一の七、七一の八の一部、七一の九、七二の一、七二の二、七三の一、七三の二、七三の四の一部、七三の五、七三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

六反田字村上土居

六反田字村上土居のうち七四の三、七六の二、一一七の二、一一七の四、一一七の五、一一八の二、一一九の三、一二〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九六の一、九六の二、九七、一一六の一、一一七の一、一一七の三及び一二〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに六反田字村下土居七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地

六反田字前田

六反田字前田のうち二二三の四の一部、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、六反田字村下土居七二の一、七二の二、七二の四の一部、七一の六の一部、七一の七、七一の八の一部、七一の九、七二の一、

六反田字量玄	七二の二、七三の一、七三の二の一部、七三の四の一部、七三の五、七三の六及びこれらと一体をなす国有地、六反田字村上土居七四の三、七六の二、一一七の二の一部、一一七の四、一一七の五、一一八の二、一一九の三、一二〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに九六の一、九六の二、九七、一一七の一、一一七の三及び一二〇の三と一体をなす国有地の一部並びに六反田字三本柳二二六の三の一部、二二六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
六反田字量玄	六反田字量玄のうち一二五の二の一部、一三五から一三七までの一部、一五〇の一部、一五一の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇、一五一、一七〇の二及び一七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、六反田字村上土居一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六の一と一体をなす国有地の一部並びに六反田字三本柳二〇九と一体をなす国有地の一部
六反田字九反田	六反田字九反田のうち二〇六の三、二〇七の一から二〇七の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の二及び二〇五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
六反田字三本柳	六反田字三本柳のうち二二六の三の一部、二二六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域、六反田字村上土居一一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、六反田字前田一一

金沢字砂田	三の四の一部、一二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、六反田字量玄二二五の一の一部、一三五から一三七までの一部、一五〇の一部、一五一の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇、一五一、一七〇の二及び一七一の二と一体をなす国有地の一部、六反田字九反田二〇六の三、二〇七の二から二〇七の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の二及び二〇五の一と一体をなす国有地の一部並びに金沢字砂田一五〇の三及び一五〇の四
金沢字砂田	金沢字砂田のうち一五〇の三及び一五〇の四以外の区域

鳥取県告示第七百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から、次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による池田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十四年六月十一日現在の
地番による。)

畑池字石垣前田

畑池字石垣前田のうち一三六一の一部並びに一三六一、一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに畑池字石垣二四〇〇の一部、一四〇一の一部、一四〇二の一部、一四〇三、一四〇四の一、一四〇五の一の一部、一四〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

畑池字石垣

畑池字石垣のうち一四〇〇の一部、二四〇一の一部、一四〇二の一の一部、一四〇三、一四〇四の一、一四〇五の一の一部、一四〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字石垣前田一三六一の一部並びに一三六一、一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部並びに福岡字石垣一の一、一四、二の一、二の三、二の四、三の一から三の四まで、四、四の一、四の六から四の一三まで、五の三から五の五まで、六の一、六の四、七、一六、一七及びこれらと一体をなす国有地の一部

福岡字石垣

福岡字石垣のうち一の一、一の四、二の一、二の三、二の四、三の一から三の四まで、四、四の一、四の六から四の一三まで、五の三から五の五まで、六の一、六の四、七、一六、一七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による富江(一の段)地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十四年六月十一日現在の
地番による。)

添谷字老ノ段

添谷字老ノ段のうち一五八三の一部、一五八四の一部、一五八六の一部、一五八七、一五八八の一部、一五八九、一五八九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五七九、一五八二及び一五八三と一体をなす国有地の一部以外の区域

添谷字西久保

添谷字西久保のうち一五九〇の一部、一五九三の一の一部及び一五九三の二の一部並びに一五九〇及び一五九三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに添谷字老ノ段一五七九、一五八二及び一五八三と一体をなす国有地の一部

添谷字ソネ尻

添谷字老ノ段のうち一五八三の一部、一五八四の一部、一五八六の一部、一五八七、一五八八の一部、一五八九、一五八九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、添谷字西久保一五九〇の一部、一五九三の一の一部及び一五九三の二の一部並びに一五九〇及び一五九三の一と一体をなす国有地の一部並びに添谷字ソネ尻の全域

鳥取県告示第七百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による富江（明地）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年六月十一日現在の地番による。）
金屋谷字明地長裕	金屋谷字明地長裕のうち一五八三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに金屋谷字下明地一六〇〇の

一部

金屋谷字下明地のうち一、六〇〇の一部以外の区域並びに金屋谷字明地長裕一、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第七百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による茶屋・笠木地区茶屋工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年一月二十五日現在の地番による。）
茶屋字中堀越	茶屋字中堀越の全域、茶屋字上ミ堀越一四四四の二から一四四四の四まで、一四四五の二、一四四五の三、一四四六の二、一四四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、茶屋字中林一四六〇の二、一四六〇の三、一四六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字奥矢谷一

	<p>五二九の一部、一五三〇、一五三一の一部、一五三二、一五三三の一部、一五三三の二、一五三五の一部、一五三五の二、一五三六の一部、一五三六の二、一五三七の二、一五三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字矢谷一五四〇、一五四一の二、一五四二の二、一五四三の二、一五四四から一五四六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>茶屋字上ミ堀越</p>	<p>茶屋字上ミ堀越一四四四の一、一四四八、一四五〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四四四の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>茶屋字中林</p>	<p>茶屋字中林一四五九の二の一部、一四五九の二から一四五九の四まで、一四六〇の二の一部、一四六一の二の一部、一四六一の二の二の一部、一四六二の二の一部、一四六三、一四六四の一、一四六四の二、一四六五、一四六六、一四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字上ミ堀越一四四五の一、一四四六の一、一四四七の一、一四四九、一四五一から一四五八まで、及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字荒神フロ一四六八の一部、一四六九の二、一四七三の一部、一四七四の一部、一五〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字東平ル林二四五六の一部、二四五七の一部、二四五八、二四五九、二四六〇の一部、二四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>茶屋字荒神フロ</p>	<p>茶屋字荒神フロのうち一四六八の一部、一四六九の一部、一四七三の一部、一四七四の一部、一四八九の二の一部、一四九五の一部、一四九六の一部、一五〇四の二の一部、一五〇九の一部、一五一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字中林一四五九の二の一部、一四六一の二の一部、一四六一の二の二の一部、一四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字奥矢谷一五二三から一五二五までの二、一五二七の一部、一五二八から一五二〇まで、一五二一の二の一部、一五二二の二及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字エボシガタ一六九六の一部、茶屋字清右エ門田一七二二の二の一部、一七二五の一部、一七二六、一七二七から一七二九までの二、一七三〇及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字水口田一七三一の一部、一七三二の二の一部、一七三四の二の一部、一七三六の一部、一七三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字南平ル林二五〇九の一部、二五一一〇、二五一一三及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字東平ル林二四五三、二四五四、二四五五の一部、二四五六の一部、二四五七の一部、二四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>茶屋字奥矢谷</p>	<p>谷茶屋字奥矢一五二二の二の一部、一五二二、一五二四の二の一部、一五二五、一五二六の二、一五二六の二、一五二七、一五二八、一五二九の一部、一五三一の一部、一五三三の二の一部、一五三四、一五三五の二の一部、一五三六の二の一部、一五三七の二、一五三八、一五三九の二、一</p>

<p>茶屋字矢谷</p>	<p>五三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字中林一四五九の一の一部、一四六〇の一の一部、一四六一の一の一部、一四六一の二の一部、一四六一の三、一四六一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字矢谷大戸屋一六九〇の一部</p>
<p>茶屋字矢谷</p>	<p>茶屋字矢谷のうち一五四〇、一五四一の一、一五四一の二、一五四二の一、一五四二の二、一五四三の一、一五四三の二、一五四四から一五四六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>茶屋字矢谷大戸屋</p>	<p>茶屋字矢谷大戸屋のうち一六八七の一部、一六八八から一六九四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>茶屋字土居田横ヶ坪</p>	<p>茶屋字土居田横ヶ坪のうち一六六九から一六七二までの一部、一六七六の一部、一六七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六七一及び一六七五と一体をなす国有地の一部以外の区域、茶屋字奥矢谷一五三から一五五までの一部、一五一六、一五一七の一部、一五二一の一部、一五二三、一五二四の一部、一五三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字矢谷大戸屋一六八七の一部、一六八八、一六八九、一六九〇の一部、一六九一、一六九二、一六九三の一部、一六九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六八七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>茶屋字エボシガタ</p>	<p>茶屋字エボシガタのうち一六九六の一部、一七〇九の一部、一七二〇の一部、一七二三、一七二四から一七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、茶屋字荒神フロ一四八九の一の一部、一四九五の一部、一四九六の一部、一五〇九の一部及び一五二〇の一部、茶屋字奥矢谷一五一三の一部及び一五一四の一部、茶屋字土居田横ヶ坪一六七六の一部及び一六七七の一部、茶屋字矢谷大戸屋一六九三の一部及び一六九四の一部、茶屋字清右エ門田のうち一七一九の一部、一七二二の一部、一七二三の一部、一七二五の一部、一七二六、一七二七から一七二九までの一部、一七三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字水口田一七三六の一部及び一七三六の一の一部、茶屋字弥治右エ門田一七五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字山添一七七四の一部並びに茶屋字堀り畑一七八四の一部</p>
<p>茶屋字水口田</p>	<p>茶屋字水口田のうち一七三一の一部、一七三二の一部、一七三四の一部、一七三六の一部、一七三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字清右エ門田一七一九の一部、一七二二の一部、一七二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字エボシガタ一七〇九の一部、一七二〇の一部、一七二三、一七二四から一七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、茶屋字弥治右エ門田のうち一七五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字山添一七二二の一部、一七</p>

茶屋字堀り畑	<p>七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字溝下タ二〇六六の一部、二〇六七の一の一部、二〇六七の二の一部、二〇七一、二〇七二の一部、二〇七三の一部、二〇七四及びこれらと一体をなす国有地</p>
茶屋字溝下タ	<p>茶屋字堀り畑のうち一七八四の一部以外の区域、茶屋字土居田横ヶ坪一六六九から一六七二までの一部並びに一六七一及び一六七五と一体をなす国有地の一部、一六七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、茶屋字山添のうち一七七二の一部、一七七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、茶屋字溝下タ二〇五九から二〇六五まで、二〇六六の一部、二〇六七の一の一部、二〇六七の二の一部、二〇六八から二〇七〇まで、二〇七二の一部、二〇七三の一部、二〇七五及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字久津志田の全域</p>
茶屋字東平ル林	<p>茶屋字溝下タのうち二〇五九から二〇六六まで、二〇六七の一、二〇六七の二、二〇六八から二〇七五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>茶屋字東平ル林二四五五の一部、二四六〇の一部、二四六一の一部、二四六二、二四六三及びこれらと一体をなす国有地の一部、茶屋字西平ル林二四六四から二四六六まで、二四六七の一部、二四六八から二四七八まで、二〇七九の一、二〇七九の二、二〇八〇、二四八二の一の一部、二四八一の二の一部、二四八一の三、二四八二の一部、二四九</p>

茶屋字西平ル林	<p>三から二四九五までの一部、二四九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに茶屋字南平ル林二五〇一から二五〇三までの一部、二五〇五の一部、二五〇六の一部、二五〇七、二五〇八及び二五〇九の一部並びに二五〇二と一体をなす国有地の一部</p>
茶屋字南平ル林	<p>茶屋字西平ル林のうち二四六四から二四七八まで、二四七九の一、二四七九の二、二四八〇、二四八一の一の一部、二四八一の二の一部、二四八一の三、二四八二の一部、二四九三から二四九五までの一部、二四九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>茶屋字南平ル林</p> <p>廃止する字の名称</p>	<p>茶屋字南平ル林二四九九、二五〇〇、二五〇一から二五〇三までの一部、二五〇四、二五〇五の一部、二五〇六の一部、二五〇九の一部、二五一一、二五一二、二五一一四から二五一六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、茶屋字東平ル林二四六〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに茶屋字西平ル林二四六七の一部及び二四九八の一部</p> <p>茶屋清右エ門田、茶屋字弥治右エ門田、茶屋字久津志田及び茶屋字山添</p>

鳥取県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る長柄地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る富江（一の段）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る富江（明地）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る茶屋・笠木地区茶屋工区の換地処分をした旨の届出があ

つたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村から同村が行う土地改良事業に係る西海土地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三